

## 農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会選考規程

第 343 回理事会（2016 年 5 月 23 日）承認

### （目的）

第 1 条 この規程は、農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会、及び授賞選考委員会の議を経て、日本農芸化学会が決定する農芸化学若手女性研究者賞及び農芸化学女性研究者賞の選考に関する事項を定めることを目的とする。

### （選考基準）

第 2 条 各賞の選考基準は、次の通りとする。

1. 農芸化学若手女性研究者賞は優れた研究をなし、将来農芸化学研究の発展と社会貢献に寄与する研究者になることを期待しうる女性正会員に授与する。  
受賞者の年齢は授賞の年の 4 月 1 日において満 35 歳以下であり、かつ本会年次大会で発表実績があるものとする。
2. 農芸化学女性研究者賞は顕著な研究をなし、これからも高い研究成果をあげて農芸化学研究の発展と社会貢献に寄与しうる女性正会員に授与する。  
受賞者の年齢は授賞の年の 4 月 1 日において概ね 45 歳以下であり、授賞の年の 4 月 1 日において、学生会員歴を含め原則として 3 年以上在籍し、かつその業績は本会会誌に発表されたものを含むものとする。

### （授賞候補者の推薦）

第 3 条 各賞の候補者推薦は、自薦あるいは他薦いずれも可とし所定の用紙に記入して推薦するものとする。推薦の締切りは、理事会がこれを定める。

### （選出件数）

第 4 条 農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会は推薦候補者のなかから、授賞の価値ありと認めたものにつき、農芸化学若手女性研究者賞 3 件以内、農芸化学女性研究者賞 3 件以内を選出するものとする。

### （報告）

第 5 条 農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員長は、おののに選出した理由をつけて、審議結果を授賞選考委員会に報告する。授賞選考委員長は、報告された結果について授賞選考委員会で審議を行い、選考結果を 1 月 25 日までに会長に報告するものとする。

### （受賞者の決定）

第 6 条 受賞者は農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会、および授賞選考委員会における選考結果に基づき、理事会が決定する。

### 附則

この規程は、2016 年 5 月 23 日（第 343 回理事会）より施行する。